

# 我孫子市個人情報保護条例（平成16年条例第5号）

改正 平成16年12月28日条例第18号  
平成19年6月29日条例第19号

平成17年12月28日条例第31号

## 目次

- 第1章 総則（第1条 第9条）
- 第2章 個人情報ファイル（第10条・第11条）
- 第3章 開示、訂正及び利用停止（第12条 第28条）
- 第4章 不服申立て（第29条 第31条）
- 第5章 我孫子市個人情報保護審議会（第32条 第38条）
- 第6章 雑則（第39条 第44条）
- 第7章 罰則（第45条 第47条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、実施機関が保有する自己に関する個人情報に自ら関与する権利として、自己の個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を保障するとともに、実施機関における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の基本的人権を擁護することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有している情報（我孫子市情報公開条例（平成13年条例第28号）第2条第2号に規定する情報をいう。以下同じ。）をいう。
- (4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
  - ア 一定の事務の目的を達成するため、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するため、氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

#### （実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

#### （個人情報の収集の制限等）

第4条 実施機関による個人情報の収集は、その所掌事務の遂行に必要な場合に限り、かつ、利用の目的をできる限り特定して行わなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を収集してはならない。

- 3 実施機関は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて、利用目的を変更してはならない。
  - 4 実施機関は、法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場合を除き、個人情報収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他利用目的を達成するため本人以外の者から収集することにつき相当の理由があると認められるときは、この限りでない。
    - (1) 当該個人情報の収集に関し本人の同意があるとき。
    - (2) 実施機関が作成し、又は取得した情報で公表を目的としているとき。
    - (3) 人の生命、健康、生活又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
    - (4) 所在不明、心神喪失等の事由により本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
    - (5) 他の実施機関から第8条第2項各号の規定により提供を受けて収集する場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
    - (6) 争訟、選考、指導、相談その他事務の性質上、本人から収集したのでは当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
  - 5 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、次に掲げる個人情報を収集してはならない。
    - (1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報
    - (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（正確性の確保）
- 第5条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を過去又は現在の事実と合致させるよう努めなければならない。  
（安全確保の措置）
- 第6条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を含む。以下「受託者」という。）が受託した業務を行う場合について準用する。指定管理者から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合も、同様とする。  
（従事者の義務）
- 第7条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者（指定管理者が行う業務に従事している者又は従事していた者を含む。）は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。  
（利用及び提供の制限）
- 第8条 実施機関は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために、保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外の者に提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は当該実施機関以外の者に提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
    - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
    - (2) 人の生命、健康、生活又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
    - (3) 実施機関が作成し、又は取得した情報で公表を目的としているとき。

- (4) 専ら統計の作成のために、実施機関内部で利用し、又は他の実施機関に提供するとき。
- (5) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ我孫子市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、事務の目的を達成するためその他公益上必要であると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、前項第4号から第6号までの規定により当該実施機関以外の者に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又は漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(オンライン結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機の結合(実施機関が保有する個人情報を実施機関以外の特定の者が随時入手することができる状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。)により、保有個人情報を実施機関以外の者に提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、オンライン結合により保有個人情報を提供することができる。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) あらかじめ我孫子市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、市民の福祉の増進その他公益のために必要であり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると市長が認めるとき。

3 市長は、オンライン結合により提供されている個人情報が漏えいされ、若しくは不当に利用されているとき、漏えいされ不当に利用されることが明白であるとき、又は個人情報を保護するためオンライン結合を遮断する必要があると認めるときは、当該オンライン結合を遮断するものとする。

## 第2章 個人情報ファイル

(個人情報ファイルの保有の届出)

第10条 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルを所管する組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報の記録項目

(5) 個人情報の収集方法

(6) 個人情報の電子計算機処理の有無

(7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生に関する個人情報ファイル、実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルその他実施機関が定める簡易又は一時的な個人情報ファイルについては、適用しない。

3 実施機関は、届け出た個人情報ファイルの保有をやめたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(個人情報ファイル簿の公表)

第11条 市長は、前条第1項及び第3項の規定による届出に係る事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を公表しなければならない。

## 第3章 開示、訂正及び利用停止

(開示請求)

第12条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第13条 開示請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る情報を特定するために必要な事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報を開示請求者に開示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されているときは、当該情報を開示しないことができる。

(1) 法令等の定めるところにより、開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求者(第12条第2項の規定により法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人が識別され若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができることとされている情報

イ 実施機関が作成し、又は取得した情報で公表を目的としているもの

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

エ 当該個人の公的地位又は立場に関連する情報で、開示することが公益上必要と認められるもの

(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(5) 開示することにより、犯罪の予防その他の公共の安全及び秩序の維持に支障が生

ずるおそれのある情報

(6) 本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは公正かつ適正な意思決定が著しく損なわれると認められるもの又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(7) 個人の評価、判定、診断、指導、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該指導等の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(8) 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う検査、監査、取締り、交渉、争訟、試験、人事その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、開示することにより、当該事務事業の実施の目的が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの

(部分開示)

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に非開示情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該情報の開示をしなければならない。

(存否を明らかにしないことができる情報)

第16条 実施機関は、非開示情報に該当する情報の開示請求であって、当該請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、開示請求の決定に際し、保有個人情報の存否を明らかにしないで、非開示とすることができる。

(開示請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、開示請求があった日から起算して15日以内に、開示請求に係る情報を開示する旨又は開示しない旨(第15条の規定により開示請求に係る情報の一部を開示しないこととする場合及び開示請求に係る情報を保有していない場合を含む。以下この条において同じ。)の決定をしなければならない。ただし、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、開示請求があった日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により当該期間を延長する理由及び当該決定をすることができる期日を開示請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項に規定する開示しない旨の決定をしたときは、第2項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を同項の書面に記載しなければならない。

(第三者の保護に関する手続)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に市及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、開示等を決定するに当たって当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見を聴いた第三者が当該情報の開示に反対の意思を表示した場合において、開示を決定するときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対の意思を表示した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開

示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施及び方法)

第19条 実施機関は、第17条第1項の規定により開示の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該情報を開示しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。

3 保有個人情報の開示は、第17条第2項に規定する書面により指定する日時及び場所において行う。

4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報を直接開示することにより当該情報が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該情報の写しにより開示することができる。

(訂正請求)

第20条 保有個人情報の開示を受けた者は、当該情報に記録されている自己に係る情報の内容が事実でないと考えるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項に規定する訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第21条 訂正請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

(4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(訂正義務)

第22条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、訂正請求があった日から起算して30日以内に、訂正請求に係る情報を訂正するか否かを決定しなければならない。ただし、第21条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、訂正請求者に対し、速やかに、書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、訂正請求があった日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速

やかに、書面により当該期間を延長する理由及び当該決定をすることができる期日を訂正請求者に通知しなければならない。

( 保有個人情報の提供先への通知 )

第24条 実施機関は、訂正決定に基づき保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

( 利用停止請求 )

第25条 開示決定により開示を受けた者は、当該情報に記録されている自己に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると考えるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

( 1 ) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第4条の規定に違反して収集されたとき、又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

( 2 ) 第8条又は第9条第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項に規定する利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

( 利用停止請求の手續 )

第26条 利用停止請求をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を提出しなければならない。

( 1 ) 利用停止請求をする者の氏名及び住所

( 2 ) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項

( 3 ) 利用停止請求の趣旨及び理由

( 4 ) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

( 利用停止義務 )

第27条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

( 利用停止請求に対する決定等 )

第28条 実施機関は、利用停止請求があった日から起算して30日以内に、利用停止請求に係る情報の利用停止をするか否かを決定しなければならない。ただし、第26条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、速やかに、書面によ

り当該決定の内容を通知しなければならない。

- 3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、利用停止請求があった日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により当該期間を延長する理由及び当該決定をすることができる期日を利用停止請求者に通知しなければならない。

#### 第4章 不服申立て

(不服申立てがあった場合の手続)

第29条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、当該不服申立てを不適法であることを理由として却下するとき又は当該不服申立てを認容するときを除き、遅滞なく我孫子市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての決定又は裁決を行わなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第30条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対の意思を表示した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第31条 第18条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

#### 第5章 我孫子市個人情報保護審議会

(我孫子市個人情報保護審議会の設置)

第32条 第8条第2項第6号及び第9条第2項第2号の規定による意見を聴くため、我孫子市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第33条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

(審議会の委員)

第34条 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第35条 審議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を取りまとめ、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集及び会議)

第36条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、その職務を遂行するため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(実施機関に対する意見の申出)

第37条 審議会は、第32条に規定するもののほか、個人情報の保護に関する重要な事項について実施機関に意見を述べることができる。

(審議会の庶務)

第38条 審議会の庶務は、個人情報保護担当課において処理する。

## 第6章 雑則

(出資法人の個人情報保護)

第39条 資本金等の2分の1以上を本市が出資している法人は、この条例の趣旨にのっとり、保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項の法人に対し、個人情報の保護が推進されるよう指導に努めるものとする。

(費用負担)

第40条 保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。ただし、情報の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(他の制度等との調整)

第41条 この条例は、法令等の規定により保有個人情報の開示、訂正及び利用停止についての手続が定められている場合については、適用しない。

(苦情処理)

第42条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(実施状況の公表)

第43条 実施機関は、毎年1回、この条例の実施状況について公表しなければならない。

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

## 第7章 罰則

(罰則)

第45条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第6条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者(指定管理者が行う業務に従事している者又は従事していた者を含む。)が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第46条 受託者の代表者又はその代理人、使用人その他の従業者が、前条第1項又は第2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、受託者に対しても同条の罰金刑を科する。

(過料)

第47条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第5章の規定は、平成16年4月1日から施行する。

( 個人情報ファイルの保有の届出に関する経過措置 )

2 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての第10条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「保有しているときは、この条例の施行後遅滞なく」と読み替える。

( 我孫子市電子計算組織の利用に係る個人情報の保護に関する条例の廃止 )

3 我孫子市電子計算組織の利用に係る個人情報の保護に関する条例(昭和60年条例第21号)は、廃止する。

( 我孫子市電子計算組織の利用に係る個人情報の保護に関する条例の廃止に伴う経過措置 )

4 前項の規定による廃止前の我孫子市電子計算組織の利用に係る個人情報の保護に関する条例(次項において「旧条例」という。)第12条及び第13条の規定によりされた申出については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成16年12月28日条例第18号抄)

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月28日条例第31号抄)

( 施行期日 )

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定及び次項は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年6月29日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。